施策 5 - 1

1 学校教育の充実

施策を実現する手段(基本事業の構成)

施策のねらい

学校生活に満足している児童生徒が増加します。

施策の成果指標(施策の目的達成度を示す指標)

◇学校生活に満足している児童の割合

 単位
 基準平度
 平成 24 平度
 指標

 現状値
 目標値
 分類

 %
 成果

基準年度

児童の学校生活に対する満足度を見る指標です。小学5年生を対象に 実施するアンケートで、学校生活について「大変満足」「満足」「ふつ う」と回答した児童の割合です。

◇学校生活に満足している生徒の割合

% 成果

生徒の学校生活に対する満足度を見る指標です。中学2年生を対象に 実施するアンケートで、学校生活について「大変満足」「満足」「ふつ う」と回答した生徒の割合です。

施策をとりまく環境変化

- ◆ 幼児児童生徒数は、少子化に伴い、今後減少
 平成 19 年 幼児 440 人、児童 3,263 人、生徒 1,917 人
 平成 24 年 幼児 375 人(△14.8%)、児童 2,520 人(△22.8%)、
 生徒 1,575 人(△17.8%)
- → 合併により、幼稚園・小中学校数が幼児・児童・生徒数と比して多い状況

(小学校 13 校、中学校 6 校、幼稚園 8 園 (就園率 5 0%))

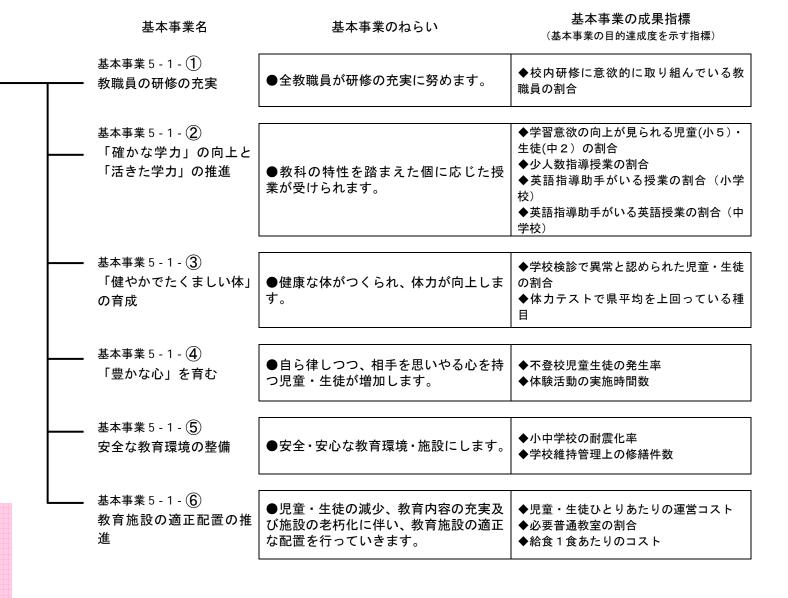
- ◆ 子どもの遊び場の減少
- ◆ 子どもたちの規範意識の低下
- 💠 子どもたちの基本的な生活習慣の乱れ
- 🗣 不登校児童生徒数の増加
- ◆ 学校への保護者の参画が少ない状況
- 🏶 給食費の滞納問題

図表・グラフ等

平成 24 年度

指標

学校生活の満足度 (小学校・中学校)



施策 5 - 2 生涯学習の推進

施策を実現する手段(基本事業の構成)

施策のねらい

生涯学習の環境が整い、学習の機会が増加することで、市民の学習への取り組みが増加し、自己実現が図られます。

施策の成果指標(施策の目的達成度を示す指標)

◇生涯学習に取り組んでいる市民の割合

 単位
 基準年度
 平成 24 年度
 指標

 現状値
 前期目標値
 分類

 %
 成果

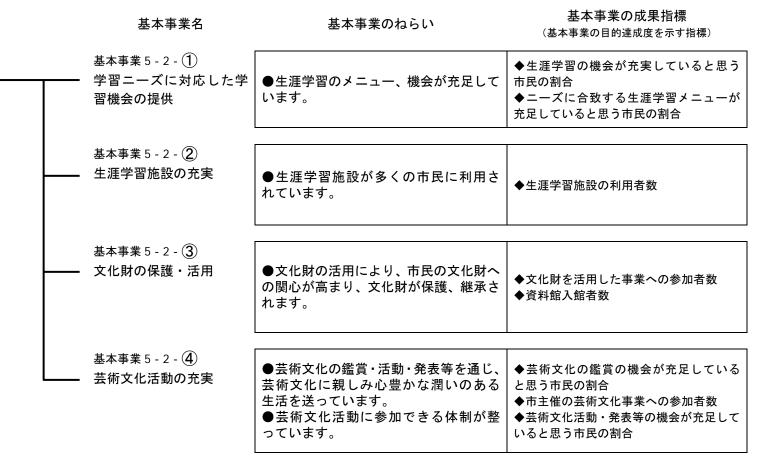
市民の生涯学習の取組み状況を見る指標です。市民アンケートで、生涯学習として趣味や習い事に取り組んでいると回答した市民の割合です。

施策をとりまく環境変化

- ◆ 団塊の世代の退職により学習ニーズの多様化・高度化がより 高まる。
- 🔷 物の豊かさから心の豊かさを求める時代
- ◆ 生涯学習施設の利用者の増大
- ◆ 公民館等の生涯学習施設の不足(公民館類似施設4、文化会館2、図書館3)
- 🏶 指定文化財(国2件、県12件、市82件)の増加
- 💠 伝統文化や継承者の減少
- ⇒ 芸術文化への関心が上昇傾向

図表・グラフ等

生涯学習施設の利用者数の推移



用語解説 ◆指定文化財 とりわけ重要なものとして、国・県・市町村から指定を受けたものが指定文化 財です。 ◆伝統文化 昔から農業を中心とした生活の中から、作業の区切りとして神事が行われ、無

文化 昔から農業を中心とした生活の中から、作業の区切りとして神事が行われ、無病息災、五穀豊穣祈願に結び行事が郷土芸能の形として伝承されてきたもので

◆芸術文化 郷土の土地、人物、事件などが反映されている昔から伝わってきた民謡・舞踊・ 工芸品等を言います。

施策 5 - 3 スポーツの振興

施策を実現する手段(基本事業の構成)

基本事業の成果指標 施策のねらい 基本事業名 基本事業のねらい (基本事業の目的達成度を示す指標) 基本事業 5 - 3 - (1) ●市民がスポーツ活動に参加する機会│◆スポーツ大会・教室へ参加した市民の割 継続的にスポーツを行うことにより、心身ともに健康な生活を営むことができます。 スポーツ活動の充実 を増やし、より多くの市民がスポーツに│合 親しむことができます。 ◆スポーツ大会・教室の機会の充足度 施策の成果指標(施策の目的達成度を示す指標) 基本事業 5 - 3 - (2) 体育関係団体・指導者の育 ◆スポーツ団体数(総合型地域スポーツク ●体育関係団体・指導者が育成され、地 基準年度 平成 24 年度 指標 単位 ラブを含む) 域でのスポーツ活動が活発になります。 現状値 目標値 分類 ◆スポーツ指導員1人当りの市民数 ◇スポーツ活動に親しむ市民の割合 % 成果 市民の運動実施について見る指標です。市民アンケートで、ふだん週 基本事業 5 - 3 - 3 2回30分以上の運動をしていると回答した市民の割合です。 体育施設の充実 ●市民の多くが体育施設を快適に利用 ◆体育施設の利用者数 することができます。 ◆体育施設の不具合件数

施策をとりまく環境変化

- ◆ 高齢化率の上昇(平成19年1月1日現在22.4%)
- ◆ 団塊世代の大量退職
- ♥ 健康づくりにスポーツの役割が増加
- ◆ 総合型地域スポーツクラブを育成(平成 22 年まで)
- ⊕ 児童、生徒の体力が低下

図表・グラフ等

主催別のスポーツイベント等に参加 した人の割合。

用語解説

動の拠点となる施設を中心に、会員である地域住民個々人の ニーズに応じた活動が質の高い指導者のもとに行えるスポ

ーツクラブのことです。

◆総合型地域スポーツクラブ:種目・世代や年齢・技術レベルの多様性を持ち、日常的に活

施策 5・ 4 学校家庭地域の連携

単位

施策を実現する手段(基本事業の構成)

基本事業 5 - 4 - (1)

基本事業 5 - 4 - (2)

基本事業 5 - 4 - (3)

家庭教育力の向上

基本事業 5 - 4 - 4

地域教育力の向上

教育情報の発信

開かれた学校づくり

施策のねらい

基準年度

現状値

施策の成果指標(施策の目的達成度を示す指標)

学校・家庭・地域が連携し、いきいきした子どもを育てます。

◇地域において子どもが健全に育成さ ていると感じる市民の割合

子どもが健全に育成されているかを見る指標です。市民アンケート で、地域において子どもが健全に育っていると感じると回答した市民 の割合です。

◇学校・家庭・地域が連携していると思 う市民の割合

成果

学校・家庭・地域の連携がうまく図られているかを見る指標です。市 民アンケートで、学校・家庭・地域が連携していると思うと回答した 市民の割合です。

施策をとりまく環境変化

- ◆ 核家族化・少子化・児童生徒の減少
 - 平成 19 年 児童: 3,263 人 生徒: 1,917 人

平成 24 年 児童: 2,520 人 (△22.8%) 生徒: 1,575 人 (△ 17.8%)

- ◆ 人間関係の希薄化(異年齢・大人との交流)
- ❤ 子どもたちの規範意識の低下
- ◆ 子どもたちの基本的な生活習慣の乱れ
- ◆ 自然、生活体験不足
- ❤ 家庭教育力が低下していると思っている親の割合 70%
- ♥ しつけや子育てに自信がない世帯の割合 17.6%
- 🚏 離婚の増加
- 🗣 完全週5日制の導入
- 🖤 現学習指導要領の実施
- ⇒ 学校への保護者の参画が少ない状況

図表・グラフ等

平成 24 年度

目標値

指標

分類

成果

地域において子どもが健全に育 成されていると感じる市民の割 合

基本事業名 基本事業のねらい

基本事業の成果指標 (基本事業の目的達成度を示す指標)

●学校・家庭・地域で健全育成のために 話し合い、方策を実施します。

●学校行事に地域住民が参加していま

- ◆学校行事に参加している市民の割合
- ◆学校ミニ集会などの学校との話し合い に参加した市民の数
- ◆学校と地域との話し合いによる方策・改

●学校や教育に関する情報を提供し、現 状や方針が伝えられ、理解されていま

- ◆教育関係部局のホームページアクセス 数
- ◆学校や教育に関する情報提供の満足度

●基本的な倫理観や自立心、自制心など の社会的マナーなどが身についていま す。

- ◆親業講座の参加者数
- ◆家庭教育学級の延べ参加者数

●異年齢、異世代の地域の人々との関わ りの中で子どもを育てます。

◆青少年育成事業への児童・生徒の参加者

◆体験学習の参加者数

用語解説 ◆学校ミニ集会 :各学校を会場として誰もが自由に参加し本音で語り合うために 実施

している集会です。

◆親業講座 : 親としての役割を学ぶ講座です。

施策 5 - **⑤** 人権尊重のまちづくり

施策を実現する手段(基本事業の構成)

施策のねらい

[、]誰でも基本的人権が守られ、お互いの「個性」と「能力」を**尊**重する人権の共存社会が達成されます。 男女の不公平感が解消され、女性の社会進出が図られます。

施策の成果指標(施策の目的達成度を示す指標)

◇人権が尊重されているまちだと思う 市民の割合

◇あらゆる分野で男女が対等に参画していると思う市民の割合

 単位
 基準年度
 平成 24 年度
 指標

 現状値
 目標値
 分類

 %
 成果

市民の人権意識について見る指標です。市民アンケートで、人権が尊重されいるまちだと「思う」「やや思う」と回答した市民の割合です。

市民の男女共同参画意識について見る指標です。市民アンケートで、あらゆる分野で男女が対等に参画しているかについて「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合です。

図表・グラフ等

成果

人権が尊重されているまちだと思 う市民の割合

施策をとりまく環境変化

- ◆ 男女共同参画社会基本法の制定(平成 11 年)
- ◆ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の制定(平成 12 年)
- ◆ こどもや高齢者への虐待、セクシュアル・ハラスメント、配偶者への暴力、いじめや不登校などの人権にかかわる問題発生
- ◆ インターネットによる新たな人権にかかわる問題発生
- ♥ 女性の社会進出

